

第 3 回

新型インフルエンザ対応総合訓練計画

平成19年11月16日（金）

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する
関係省庁対策会議

新型インフルエンザ対応総合訓練計画(目次)

I	新型インフルエンザ対応総合訓練について.....	1
	1. はじめに	
	2. 背景	
	3. 訓練の実施目的	
	4. 期待される成果	
	5. 訓練の範囲	
	6. 訓練の参加対象	
	7. 訓練の実施方法	
II	訓練に向けた主なスケジュール.....	17
III	訓練シナリオ.....	21
IV	用語説明.....	31

I

新型インフルエンザ対応総合訓練について

1. はじめに

現在、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の人での発症事例が東南アジアを中心に増加しており、人から人へ感染して大流行を引き起こす新型インフルエンザの出現が世界的に懸念されている。

我が国においては、新型インフルエンザの発生に備え、平成17年(2005年)11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)をとりまとめ、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの備蓄を進めているところである。

平成18年(2006年)9月には、実際に新型インフルエンザが発生したとの想定の下、関係各省庁が迅速かつ円滑な対応を取れるよう、机上訓練を実施して、関係省庁間の連携体制や各省内の意思決定過程が確認された。また、一方で、関係省庁のみならず地方公共団体等を参加させた訓練の必要性や新型インフルエンザ発生に備えた各種マニュアルやガイドラインのさらなる充実の必要性が認識された。

また、平成19年(2007年)2月には、関係省庁のほか、自治体代表として徳島県が総合訓練に参加し、机上訓練の実施に加えて、新型インフルエンザ発生時の患者の搬送や疫学調査等に関する実働訓練も行われたところである。

各省においては、これらの訓練を通じて得られた課題等をもとに、対策の充実を図っているところであり、平成19年3月、厚生労働省の専門家会議によって行動計画をより具体化した「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」が策定された。

さらに、平成19年10月26日、新型インフルエンザが発生した際に内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」を設置することが閣議決定されるとともに、行動計画が改定され、対策ガイドライン等の内容が盛り込まれた。

今般、こうした状況を踏まえて、さらなる対策の推進を図ることを目的として、海外における新型インフルエンザの発生から、国内における患者発生、そして国内における大流行を想定した机上訓練及び実働訓練を実施することとしたものである。

関連省庁及び自治体においては、今回の訓練を通じて得られる成果及び反省点をもとに、新型インフルエンザ対策を一層推進していくことが求められる。

2. 背景

新型インフルエンザとは、毎年流行を繰り返し、人がある程度の抵抗力を有している通常のインフルエンザウイルスとは表面抗原が全く異なるウイルスによるインフルエンザであり、歴史的にはおよそ10年から40年の周期で発生している。この新型インフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザウイルスが鳥や人への感染を繰り返すうちに変異して発生すると考えられている(図1参照)。ほとんどの人は新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび発生すると世界的な大流行(パンデミック)になることが予想されており、それに伴う大きな健康被害と社会的影響が国際的に危惧されている。

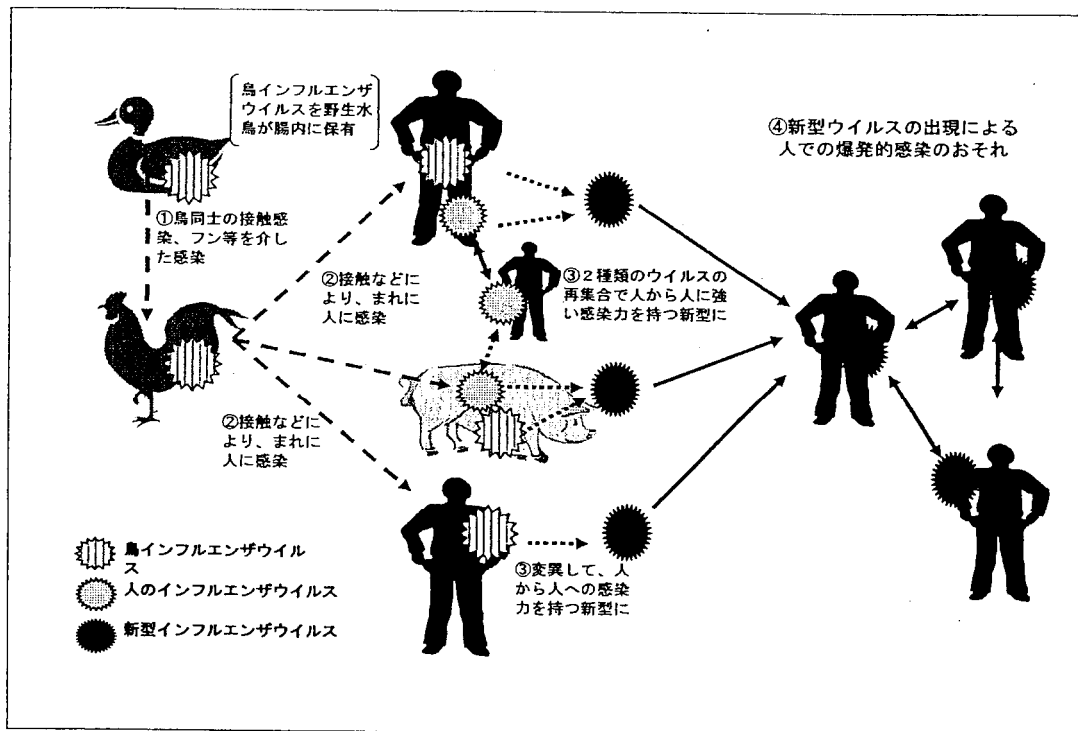


図1 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

20世紀では、大正7年(1918年)に発生したスペイン風邪(インフルエンザ)の大流行が最も規模が大きく、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。また、昭和32年(1957年)にはアジア風邪、昭和43年(1968年)には香港風邪がそれぞれ大流行を引き起こしており、医療提供機能の低下をはじめ社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。



図2 スペインイン風邪の際の状況
(出典: Armed Forces Institute of Pathology/National Museum of Health and Medicine, via Associated Press)

平成 15 年(2003 年)以降、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)は、東南アジアから西アジア、欧州そしてアフリカと発生地域が拡大し、現在までにアメリカ大陸及びオーストラリアを除く世界各地で流行が確認された。平成 15 年(2003 年) 11 月以降、この鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例が増加し続けており、人から人へ容易に感染する新型インフルエンザが出現する危険性が高まっている(図 3、4、表 1 参照)。

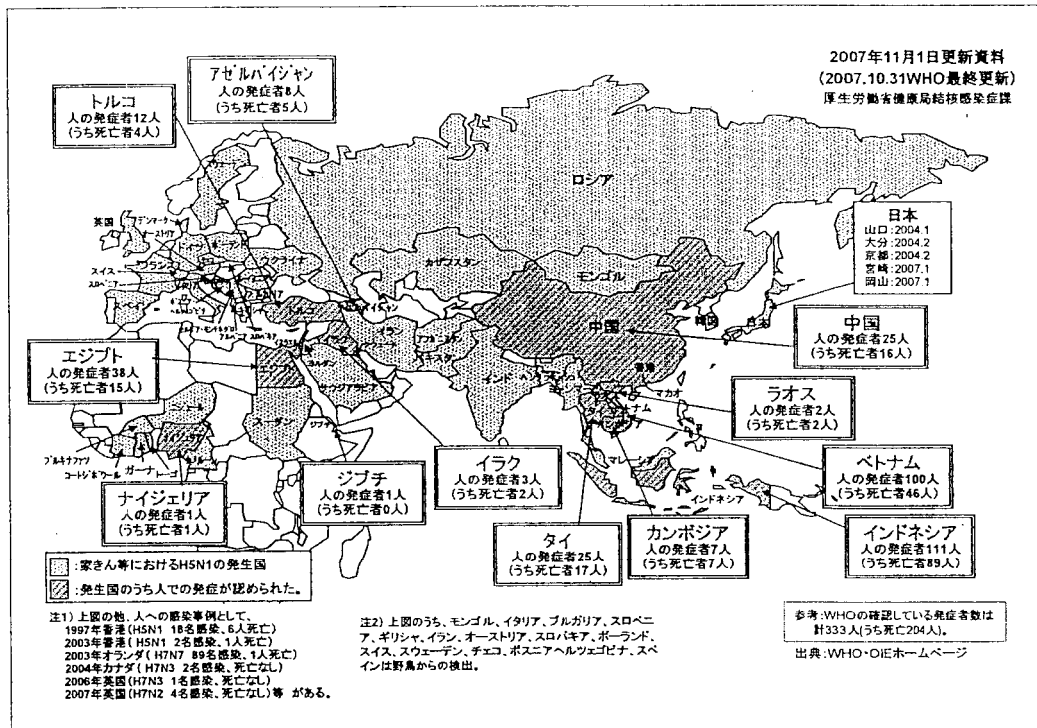


図 3 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例

表 1 WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)感染確定症例数

(2007年10月31日WHO公表)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	8	5
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	7	7
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	3	2	25	16
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	20	5	38	15
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	36	31	111	89
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	7	4	100	46
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	70	46	333	204

注 確定症例総数は死亡例数も含む。
WHOは検査により確定された確定例だけを報告する。

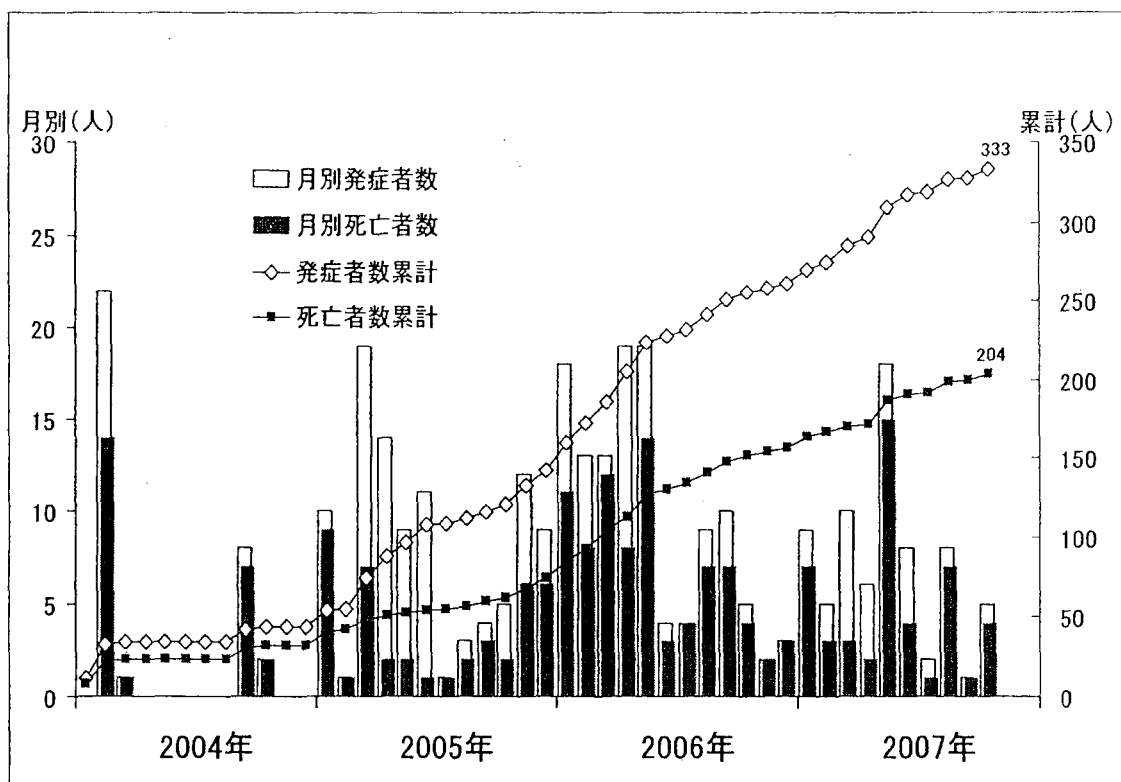


図4 海外における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発症事例の推移

新型インフルエンザが発生した場合の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるため、現時点で完全に予測することは難しいが、行動計画においては、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、最大約2,500万人と推計されている。さらに、この推計の上限値である2,500万人をもとに、過去に世界で起こったインフルエンザパン

デミックのデータから入院患者数及び死亡者数を推計すると、病原性が中等度の場合、入院患者数は約53万人、死亡者数は約17万人、また病原性が重度の場合、入院患者数は約200万人、死亡者数は約64万人とされている(表2参照)。

表2 新型インフルエンザが発生した場合の日本における患者数、入院患者数、死亡者数の試算

全人口の25%が罹患すると想定した場合の日本における患者数、入院患者数、死亡者数の推計 (米国CDCモデルによる)		
医療機関を受診する患者数	約1,740万人 (最小1,345万人～最大2,525万人)	
	新型インフルエンザの病原性	
	重度(致死率0.53%)	中等度(致死率2%)
推定入院患者数	最大約200万人	最大約53万人
推定死亡者数	最大約64万人	最大約17万人

このような事態に備え、新型インフルエンザが発生・流行した際に想定される状況を念頭におき、世界保健機関(WHO)の定めるインフルエンザパンデミックフェーズごとに取り組むべき対応について、平成17年(2005年)11月14日、厚生労働省を中心に国の行動計画が取りまとめられ(図5参照)、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議において了承された。さらに、翌日の関係閣僚会合において、行動計画に基づき、関係省庁が連携・協力し、政府一体となって万全な対策を講じていくことが確認された。

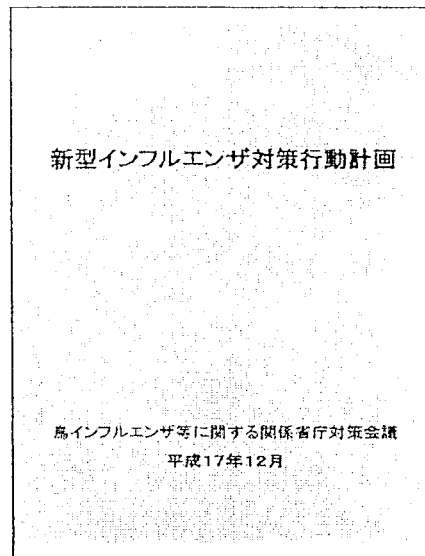


図5 新型インフルエンザ対策行動計画

実際に新型インフルエンザが発生した場合に、政府一体となって行動計画に定められた対応が迅速かつ円滑に実施するとともに、想定されていない事態に対しても柔軟に対応できるよう、平成18年(2006年)9月には第1回の机上訓練が実施された。この訓練により、各府省庁における情報共有体制及び意思決定過程が再確認されるとともに、各省庁間連携の強化が図られた。また、省庁間の机上訓練のみならず、地方公共団体等の参加による同様のフェーズにおける訓練の必要性や事前の対策の重要性が確認され、新型インフルエンザの発生に備えた各種マニュアルやガイドラインのさらなる充実の必要性が認識された。また、平成19年(2007年)2月には2回目の訓練が実施され、関係省庁のほか自治体代表として徳島県が訓練に参加し、机上訓練のほか、新型インフルエンザ発生時の患者の搬送や調査等に関する実働訓練も行われた。

各省においては、これらの訓練を通じて得られた課題点をもとに、対策のさらなる充実を図っているところである。

平成19年3月には、厚生労働省に設置された専門家会議において、行動計画をより具体化した「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」が取りまとめられた。さらに、発生時の初動体制を確保するため、10月26日、新型インフルエンザが発生した際に内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」を設置することが閣議決定されるとともに、行動計画が改定され、新型インフルエンザ発生国からの国際航空機・旅客船の運行自粛、検疫体制の集約化等が盛り込まれた。

3. 訓練の実施目的

- 関係省庁間及び関係省庁と地方公共団体間との連絡・情報共有体制、並びに意思決定過程の確認。
- 関係省庁及び地方公共団体担当者の対応能力の向上。
- 対応手順や内容の確認及びそれらの関係者への周知。

4. 期待される成果

本訓練の実施により、以下のような成果が期待される。

- ◆ 内閣官房主導とする指揮命令系統の確認。
- ◆ 各省庁間及び省庁内における情報共有体制と意思決定過程の確認。
- ◆ 関係省庁と地方公共団体間における情報共有体制と意思決定過程の確認。
- ◆ 新型インフルエンザに対する各省庁及び地方公共団体の施策・対策の確認。
- ◆ 新型インフルエンザ対策担当者の対応能力の向上。
- ◆ 新型インフルエンザ対策の課題の確認。
- ◆ 新型インフルエンザ対策に関する関係者及び国民への周知。

5. 訓練の範囲

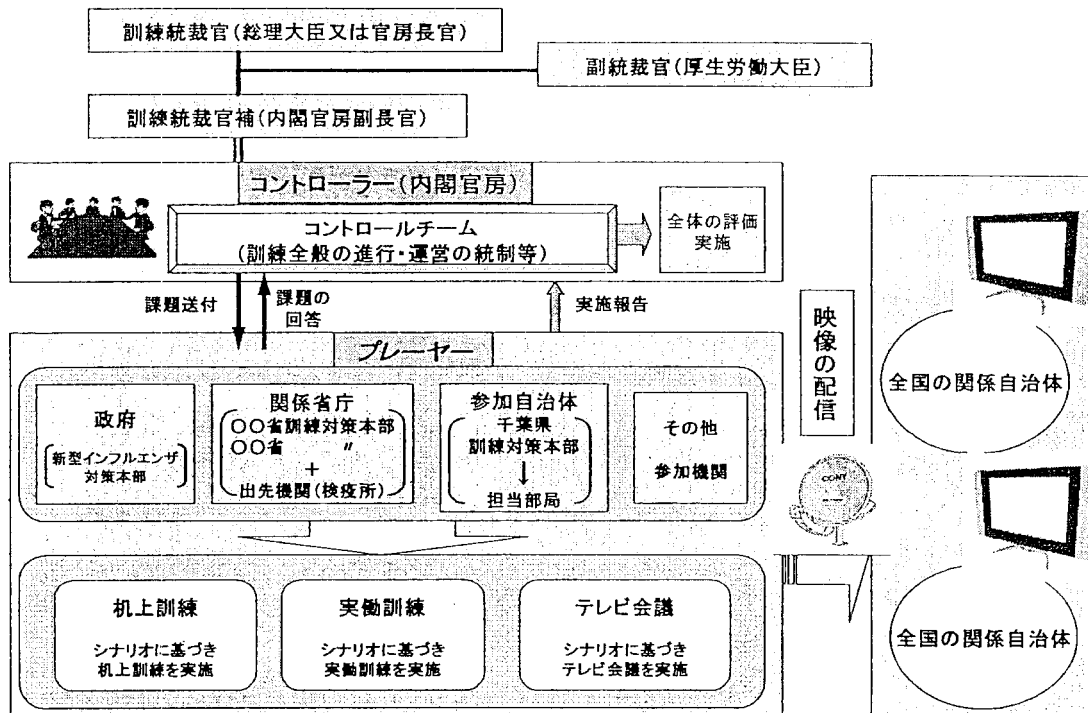
当該訓練では、新型インフルエンザが発生した際に想定される事態に対処するための具体的方策を決定する過程及びその内容を確認するための机上訓練を行うとともに、実働訓練として検疫所及び地方公共団体において発生時の患者搬送や疫学調査等を実際に行うものである。

また、当該訓練には、政府レベルとして内閣官房及び関係各省庁、並びに成田空港検疫所が、地方公共団体として千葉県が参加し、実働訓練に際しては千葉県下の医療機関及び消防機関が参加する。

今回の訓練においては、新型インフルエンザの発生の初期段階、すなわち行動計画におけるフェーズ 4(ヒトからヒトへの感染は小さな集団に限定されている状況)から、フェーズ 6(一般社会の中で急速に感染が拡大し、持続している状況)における対応を実施する。

なお、千葉県での訓練の様子は全国の地方公共団体へ地域情報通信ネットワークを利用して中継されるとともに、千葉県においては、他の地方公共団体からの見学者を受け入れることになっている。

新型インフルエンザ総合訓練概要(平成19年11月16日)



6. 訓練の参加対象

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議の構成員である以下の各省庁及び千葉県、成田空港検疫所を対象とする。

- 内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省
 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
 原子力安全・保安院 資源エネルギー庁 中小企業庁 国土交通省
 海上保安庁 環境省 防衛省

7. 訓練の実施方法

平成19年11月16日(金)当日

〇8:30-8:45 (訓練開始宣言)

- ◆ 官邸において、関係省庁対策会議(局長級)を開催し、訓練統裁官が訓練の開始を宣言する。

〇9:00-

- ◆ 会議出席者は、会議終了後各省庁へ戻り、以後、内閣官房と各省庁との連絡は電子メール、電話、ファックス等にて行うこととする。

- ◆ 内閣官房は、訓練シナリオの進行に合わせた訓練課題(様式例:別添 1)を、各省庁及び訓練参加地方自治体(千葉県)の連絡窓口として事前に登録された電子メールアドレス(またはファックス番号)へ送信する。
 - ・ 訓練課題は、全省庁に対する全体課題と、各省庁または千葉県への個別課題とに分かれている。
 - ・ 省庁によっては、全体課題のみの対象となり、個別課題は該当しない場合もある。
 - ・ 訓練課題は、主に数日にまたがる出来事に関連したものが提示される。
 - ・ なお、各省庁は訓練課題を受信した際に、その旨を内閣官房へ電子メールまたは電話で連絡を行うこと。

- ◆ 訓練課題を所管する省庁又は訓練参加地方自治体は、訓練課題に対する対応を検討し、回答を内閣官房へ電子メール(またはファックス)で返信する。(様式例:別添 2)
 - ・ 訓練課題の回答作成にあたって協議が必要な場合は、省庁間または訓練参加自治体との協議を行った上で回答すること。また、協議にあたっては、本訓練のために登録された連絡窓口を介して行うこと。
 - ・ 訓練の対象省庁または訓練参加自治体以外の関係機関との協議が必要な事項については、この訓練では実際に協議する必要はない。
 - ・ 各省庁内または参加自治体内の決済、関係部局への連絡等については、実際に行わなくてよい。(各省庁内の訓練当日の体制に応じて、対応すること。)
 - ・ 課題を受信してから2時間以内に内閣官房へ回答を返信すること。
 - ・ 省庁間または訓練参加自治体と協議を行った場合には、協議を踏まえて主管省庁から、内閣官房へ回答を返信すること。

- ◆ 千葉県における実動訓練の状況については、地域情報通信ネットワークを通じ、他の地方公共団体に随時情報提供される。

○17:00～

- ◆ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会を開催し、各省庁の訓練対応状況等について意見交換を行う。

- ◆ 訓練課題に対応した各省庁及び訓練参加自治体においては、訓練で明らかになった課題を確認するとともに、今後の方策を検討する。

○18:00～

- ◆ 訓練終了後、内閣官房において訓練の総括ブリーフィングを行う。

(別添1)

(例)

第3回新型インフルエンザ対応総合訓練

課題送信票

課題 ①	
送信日時	平成19年11月16日 ○時○分
送信元	内閣官房訓練コントローラー TEL: FAX:
送信先	〇〇省〇〇局〇〇課(室)(担当:〇〇〇〇) TEL: FAX:
送信枚数	枚 (本送信票を含む)
回答期限	平成19年11月16日 ○時○分

(例)

これは訓練です

第3回新型インフルエンザ対応総合訓練

課 題 ①	
送信日時	平成19年11月16日 ○時○分
回答期限	平成19年11月16日 ○時○分

シナリオ①

日本時間	出来事
200X年 ○月～○月	<p>【海外】</p> <p>エックス国首都のエム市のN地区では、養鶏農家の男性が風邪様症状を発症した。男性は発症後数日たっても症状が回復せず、高熱と徐々に増悪する咳を主訴として救急外来を受診し、緊急入院となった。男性は重症の肺炎と診断され、呼吸管理、抗生剤治療が行われるも、入院の翌日に死亡した。</p> <p>その後、世界保健機関(WHO)において患者から分離したウイルスを確定診断した結果、インフルエンザウイルス(H5N1)が確認され、男性の夫人や同地区の住民、診療に携わった医療関係者でも同様の肺炎症状が認められた。</p> <p>エックス国政府はインフルエンザ(H5N1)のヒト-ヒト感染を疑い、WHOに専門家の派遣を要請した。この間にも同様の症状を呈する患者の数は増え続けていた。</p>
○月○日	<p>【海外】</p> <p>エックス国に派遣されたウイルス学や疫学の専門家を中心とした国際チームによる調査の結果、人から人への感染が広がっている可能性が高く、また分離されたウイルスの遺伝子解析の結果、ヒト-ヒト感染が容易となるような変異が認められたことが確認された。</p> <p>この結果を受け、WHOはエックス国のエム市において新型インフルエンザが発生していると判断し、パンデミック警戒フェーズを4に上げ、エックス国への渡航自粛勧告を出した。</p>

【付随する出来事】

エックス国においてインフルエンザ(H5N1)のヒト-ヒト感染が起きている可能性が高いという情報は世界中を駆けめぐり、報道機関は詳細な情報を求めて厚生労働省に問い合わせた。

これは訓練です

第3回新型インフルエンザ対応総合訓練(課題①)

【全体課題(例)】

対象：全省庁

1. 自治体・所管団体・事業者に指示する事項・情報提供する事項があれば、具体的に記載せよ。
2. 付随する出来事にある状況を受けて、対応すべきことがあれば、具体的に記載せよ。
3. ……

【個別課題(例)】

対象：厚生労働省

1. 検疫強化の具体的な内容及びそれを行うための必要な手順を示せ。
2. 抗ウイルス薬の流通調整対策を具体的に示せ。
3. ……

対象：〇〇〇省

(別添2)

(例)

第3回新型インフルエンザ対応総合訓練

回 答 送 信 票

課 題 ①	
送信日時	平成19年11月16日 ○時○分
送信元	〇〇省〇〇局〇〇課(室)(担当:〇〇〇〇) TEL: FAX:
送信先	内閣官房訓練コントローラー TEL: FAX:
送信枚数	枚 (本送信票を含む)

(例)

これは訓練です

第3回新型インフルエンザ対応総合訓練(回答)

課題①	
省庁名	〇〇省〇〇局〇〇課(室)(担当者〇〇〇〇)
担当者の課題 受取日時	平成19年11月16日 〇時〇分
本回答の 送信日時	平成19年11月16日 〇時〇分

課題

(例) 自治体・所管団体・事業者に指示する事項・情報提供する事項があれば、具体的に記載せよ。

回答

協議先省庁名:
協議内容:

